

第4章 施策の展開

基本目標1 地域包括ケア体制の構築

目標指標	単位	実績		目標値		
		R元	R2	R3	R4	R5
地域ケア個別会議の開催件数 (個別会議の開催件数)	件	35	32	45	76	89
地域ケア会議における個別事例の検討件数 (個別事例の検討件数)	件	53	47	69	80	93
第2層協議体(生活支援体制整備事業での協議体)の設置数	か所	5	9	10	16	16

※R2値は実績見込み

(1) 地域包括支援センター(愛称:高齢者まると相談センター)の機能強化

本市では、地域包括支援センターを1カ所、サブセンターを2カ所設置し3つの日常生活圏域をカバーしています。携帯電話等による24時間365日相談を受ける体制を整備し、個別ケース会議をはじめ、日常生活圏域での「地域ケア会議」、市全体での「地域ケア推進会議」を行うなど、地域課題の把握、解決方法等を検討しています。

地域包括支援センターは、「地域包括ケア体制」の中核機関として、高齢者の尊厳と生活の質(QOL)の向上、自立支援を守るための効果的な介護予防を推進する「個別地域ケア会議」の充実強化などの機能強化を図る必要があります。

また、地域包括支援センターの中核業務である総合相談支援業務は、相談件数が年々増加しており、中でも認知症、精神疾患、困難ケースの相談が増加し、8050問題・ダブルケア(介護・育児)、虐待、生活困窮、社会的孤立、ごみ屋敷等の複合的な問題を抱える世帯が増加傾向にあります。相談から訪問支援、個別地域ケア会議につながるケースが増え、1件にかかる業務量も増大しており、こうした地域課題に速やかに対応し、課題解決を図っていくためには職員の専門性の向上と人員体制の強化を図っていく必要があります。

①地域ネットワーク構築の仕組みづくり【介護保険課、地域包括支援センター】

- 地域ケア推進会議や地域ケア会議(個別・校区别)を通し、多職種連携のケアマネジメント支援を行います。
- 不足している社会資源・サービスの把握方法や情報収集の仕組みづくりを強化していきます。また、交流センター単位における、計画的な住民主体の「協議体」の設置拡大や「生活支援コーディネーター」の日常生活圏域への配置を進めていきます。

②地域包括支援センターの体制強化【介護保険課、地域包括支援センター】

- 複雑化・複合化の困難ケースが増加する中で、地域包括支援センターの職員（3職種）がより包括的な伴走型支援を行えるように、機能強化のために必要な職員配置について、検討していきます。
- 地域包括支援センター職員の意識・知識・技術・行動等実践力向上に向けた研修への参加やOJTの充実を図っていきます。

③実態把握の推進【介護保険課、地域包括支援センター】

- 交流センター単位における生活支援ニーズ調査の実施等により実態把握を行い、地域課題として共有し、地域の支え合いにつなげていきます。

④重層的支援体制の整備【介護保険課、福祉課、子ども未来課、地域包括支援センター】

<新規>

- 地域共生社会の実現に向けて、子ども・子育て、障がい者支援、介護、生活困窮など、属性や分野を超えた包括的な相談支援等の重層的支援体制の整備や意識醸成が求められている中で、これまで進めてきた「断らない相談支援」を念頭に置いた「高齢者まるごと相談」等の取組を活用し、多機関連携による重層的な支援体制の整備を推進します。
- また、様々な媒体を利用し、相談窓口の周知を行います（広報、パンフレット、ホームページ、やすぎどじょっこテレビなど）。

⑤包括的支援事業の推進【介護保険課、地域包括支援センター】

- 介護予防や介護が必要となった場合も自立して住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように支援することを目的として、地域包括支援センターが中心となり実施する包括的支援事業を引き続き推進します。

包括的支援事業の概要

- 総合相談支援事業／権利擁護事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- 介護予防ケアマネジメント事業
- 生活支援サービスの体制整備 等

（2）地域ネットワークの構築

地域包括ケア体制の構築においては、より幅広い関係庁舎内各課の参画による連携の拡充と実効性のある運営に努めていきます。

また、地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議等を通し関係機関・団体が共通目標を持ち、それぞれの立場で役割を果たしていく規範的価値の統合や政策形成を図っていきます。

①「地域包括ケアシステム連絡会議」の明確化【介護保険課】＜新規＞

○地域ケア会議等で明らかになった地域課題について、課題共有や課題解決するための政策検討を行う庁内連携の「場」づくりを進めます。

②社会福祉協議会及び民生委員・児童委員との連携【福祉課】

○民生委員・児童委員等による地域の見守り活動により、地域で課題を抱える世帯の情報が支援機関に届けられるよう連携強化を図ります。

○各民生委員・児童委員による地域の高齢者世帯の見守り援助活動を推進するとともに、安来市包括支援センターとの情報共有を密にすることで高齢者世帯の抱える困りごとの早期発見を図ります。

③安来市健康推進会議との連携【介護保険課・いきいき健康課】

○市民の健康状態を把握し、その効果的な対策と指導の方法を確立し、市民の保健・医療・福祉の向上を図るため、「安来市健康推進会議」を設置しています。長寿健康部会では「介護予防」を重点目標に位置づけ、各地区、各機関・団体における自主的な介護予防活動への取組を進めていきます。

④NPO・ボランティア団体との連携【介護保険課】

○人口減少社会の中で、福祉、介護への関心やイメージアップが図られ、将来の福祉・介護人材の確保につながるよう、より一層計画的な福祉教育及び認知症サポーター養成講座の開催を促進するとともに、各NPO、ボランティア団体の自発性に基づく活動を支援します。

⑤交流センターとの連携【介護保険課】

○令和2年度時点で赤屋地区をはじめとした5地区で「協議体」の設置がされていますが、今後も地域の中核拠点である交流センター単位で計画的な「協議体」の設置促進を図り、地域課題の把握と共有により、住民主体の介護予防や多様な助け合い活動を活性化していきます。

⑥その他の関係機関との連携【介護保険課】

○3層構造による地域ケア会議の開催を通し、多様な関係機関との連携づくりを行っていますが、地域包括ケア体制の構築に向け、庁内連携の強化を図り、行政としての地域マネジメントの一層の発揮に努めていきます。

(3) 在宅医療・介護の連携強化

高齢化が進み、医療のニーズが高まっている中で、在宅生活を継続していくためには介護だけでなく、在宅医療は欠かせません。高齢者が安定した生活を送るために、必要な医療、介護に従事する多職種が課題の共通認識や支援の方向性を一つにできる体制づくりを進めます。

①多職種連携の体制整備【介護保険課、地域包括支援センター】

- 「安来市在宅医療支援センター」（市医師会に委託）を中心に、行政及び地域包括支援センター等との連携による在宅医療・介護連携の課題共有を深めていきます。
- 「安来市在宅医療支援センター」を中心として行政、地域包括支援センター、介護支援専門員協会等との連携による研修会等の実施を図っていきます。
- 高齢者の実態把握にあたって、医師との連絡シートやまめネットへの参加などにより、個人情報保護に配慮しながら、医療機関との必要な情報共有を図り、適切な介護予防マネジメントにつなげていきます。

②「在宅医療・介護連携支援会議」（仮称）の開催【介護保険課】<新規>

- 在宅での看取りや、「治し」「支える」医療の実現の観点からも、医療と介護の実質的な連携協働のための会議体「在宅医療・介護連携支援会議」（仮称）の開催に向けて取り組みます。

③地域住民への普及啓発【介護保険課】

- 市広報紙、ホームページ、やすぎどじょっこテレビなど様々な媒体を利用して、在宅医療・介護サービスに関する普及・啓発を図ります。



基本目標 2 いきいき元気生活の実現

目標指標	単位	実績		目標値		
		R元	R2	R3	R4	R5
訪問リハビリテーションの利用率 (※要介護認定者における)	%	3.31	3.67	3.73	3.74	3.73
通所リハビリテーションの利用率 (※要介護認定者における)	%	11.50	11.47	12.71	12.72	12.61
介護予防に資する住民主体の通いの場 (ミニサロン、ミニデイサービス) への65歳以上の延べ参加者数	人	10,368	8,800	11,000	13,000	15,000

※R2値は実績見込み

(1) 総合的な健康づくりの推進

高齢者が『いきいき元気』に暮らしていくためには、より良い生活習慣を身につけ実践していくことが大切です。そのためには、一人ひとりが健康意識や価値観を高め、健康について自ら考え、実践するための知識や技術を地域ぐるみで普及・啓発していくことが大切です。健康増進施策と高齢者福祉との連携を強化し、今後も高齢者の健康の保持・増進を支援します。

①地区健康推進会議の開催【介護保険課・いきいき健康課】

- 安来市健康推進会議・地区健康推進会議を中心に、地域ぐるみの健康づくり活動を実施し、介護予防の普及やネットワークづくりが行われています。
- 自主的な活動の継続に向けた人材不足等の解消につなげる観点からも、各地区単位での介護予防活動の普及・啓発を図っていきます。

②安来市健康推進会議長寿保健部会の開催【介護保険課・いきいき健康課】

- 安来市健康推進会議長寿保健部会を開催し、介護予防や認知症予防、高齢者の見守りについて検討を行い、関係団体で取り組めることや、情報交換等行うことで高齢者を取り巻く課題を共通認識し、介護予防等に取り組みます。

③自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進【介護保険課】

- いつまでも健康で住み慣れた地域で安心して過ごしていくために、元気なときからの切れ目のない介護予防に取り組み、生活機能全体を向上させることで、認定に至らない高齢者の増加を図るとともに、自立した生活を支えることのできる地域づくりを進めていきます。
- 自立支援・重度化防止に向けて、これまで以上にデータに基づく地域課題の分析や対応に努めるとともに、介護給付の適正化に努めることで介護保険運営の安定化を図り、保険者機能の強化につなげていきます。

(2) 介護予防の推進

高齢化が進む中で、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住民等の多様な主体が参画し、介護予防に取り組むとともに、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進することが必要です。「介護予防・日常生活支援総合事業」をはじめ、地域の実情に応じた介護予防、フレイル予防、日常生活支援等の取組を推進します。

①介護予防ケアマネジメントの推進【介護保険課】

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」対象者の基本的な情報を把握し、事業所と情報を共有することにより、介護予防事業等の適切な事業が実施できるよう、マネジメントを行います。
- 介護予防だけでなく、生活支援の視点も取り入れ、予防給付のサービスと組み合わせながら、一体的に事業が提供できるよう包括的マネジメントに取り組めます。

②一般介護予防事業の推進【介護保険課】

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」の一つとして、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するため、一般介護予防事業に取り組めます。

事業概要	介護予防把握事業	○閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者について、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、かかりつけ医等の情報提供により、把握します。
	介護予防普及啓発事業	○地域のミニサロン等集いの場において、介護予防に関するパンフレットを作成・配布するとともに、介護予防に関する教室等を開催していきます。 ○介護予防講演会を実施し、知識の普及等を行うとともに、地域での運動を中心とした介護予防教室への継続的支援や、他地域への普及に努めます。 ○やすぎどじょっこテレビや市広報紙を通じて介護予防のPRを行います。
	地域介護予防活動支援事業	○介護予防に関する活動を行っている地域住民の、自主グループ活動の継続支援及び新規グループの立ち上げ支援や、専門職の派遣等、介護予防事業の受け皿としての事業を行います。 ○生活支援ボランティア養成講座及び高齢者ボランティアポイント事業を実施し、地域での活動支援を進めていきます。
	一般介護予防事業評価事業	○介護予防・日常生活支援総合事業対象者等一般高齢者における各事業を適正に評価し、一般介護予防事業の推進を図り、体系的な実施を進めていきます。
	地域リハビリテーション活動支援事業	○地域の自主グループに対しリハビリ専門職等を派遣し、地域でのミニサロン、ミニデイサービス等住民主体の通いの場がさらに充実し、生活機能維持・向上の場となるよう体制づくりを行います。

③介護予防・日常生活支援サービス事業の実施【介護保険課】<新規>

- 要支援認定者及び介護予防把握事業により把握された、閉じこもりや認知症、うつ等のおそれのある介護予防・生活支援サービス事業の対象者に、介護老人保健施設、通所リハビリテーション、通所介護等を利用し、入浴、排せつ等の介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練など介護予防について広く周知に努め、より身近な地域で個々の状態にあった切れ目ない多様なサービスが提供できるよう受け皿の整備を図ります。
- 住民主体の通いの場（こけないからだ体操）、個別地域ケア会議（自立支援型ケアマネジメント会議）、通所型サービスCを連動することで自立支援、重度化防止を推進します。

サービス概要	従来型サービス	訪問介護（従前の介護予防訪問介護相当） 通所介護（従前の介護予防通所介護相当）
	サービスA（緩和型）	従来型サービスの基準を緩和した市独自のサービス
	サービスB（訪問サービス）	高齢者訪問型生活支援等事業 ※住民主体による支援
	サービスC（短期集中）	生活機能改善に向けた短期集中の市独自の予防サービス
	サービスD（移送サービス）	高齢者移動支援等事業

④高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施【介護保険課、地域包括支援センター】<新規>

- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行うため、関係部局と連携して高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

⑤住民主体の通いの場の拡充【介護保険課、地域包括支援センター】<新規>

- 地域とのつながりを継続する観点から、個々の状態の変化に対応した身近な地域での住民主体の「通いの場」の環境整備（実施支援）に取り組みます。「通いの場」では専門職の定期的な関与による運動・栄養・口腔プログラムの実施及び評価の取組も推進していきます。
- 国や県の交付金等の活用も視野に、科学的な根拠に基づく本格的な住民運営の通いの場として「こけないからだ体操」を政策的に拡充し、健康寿命の延伸を図ります。特に、新型コロナウイルスの影響も予測される中、徹底した感染予防対策とフレイル対策の両立を図り継続開催を支援します。併せて、その普及推進、指導、体力測定、データ分析を行うリハビリ専門職等の配置について検討を進めます。

(3) 社会参加の促進

本計画の基本理念である、高齢社会を豊かで活力ある『健康長寿都市』とするためには、元気な高齢者が地域社会の中で、自らの経験や知識・技能を生かせる環境が必要です。

団塊の世代が高齢期を迎える本格的な高齢社会を間近に控え、高齢期を地域や社会との関わりの中で、いきいきと健やかに送ることができるように、生涯学習・文化活動や就労支援、地域での交流の機会の充実を図ります。

なお、今後のイベント等の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の防止対策を行う必要があるため、対策について検討をしていきます。

①老人クラブ活動への支援【福祉課】

○安来市高齢者クラブ連合会は、令和2年3月末現在で87クラブ、会員数2,934人で構成され、友愛と奉仕の実践を通じて社会貢献活動の一翼を担うよう健康づくりや介護予防支援、地域支え合い事業等を行っています。

○今後は、クラブへの参加を促しながら若手会員を中核として組織の全般的な若返りを図るとともに、会員が居住する地域を中心とした活動を支援していきます。

②スポーツの振興【福祉課、文化スポーツ振興課】

○全国健康福祉祭の出場者に対し支援等を行います。

○市や各種団体が開催する運動教室やスポーツ大会を通して、高齢者の健康・体力づくりを支援するとともに、子どもから高齢者まで参加し楽しむことのできるニュースポーツの普及等に積極的に取り組んでいます。

③世代間交流の推進【福祉課、地域振興課、文化スポーツ振興課】

○子どもから高齢者まで、幅広い年齢層を対象とした生涯学習・文化・スポーツ等の講座、イベントを開催し、世代間の交流を促進します。

④シルバー人材センターへの支援【福祉課】

○安来市シルバー人材センターは、(定年)退職後の生きがいづくりや社会参加を希望する高齢者へ就業の場を提供するとともに、地域ニーズに corres 応する派遣事業などに取り組んでいます。

○買い物支援や育児サービスなど、地域を支える事業にも積極的に取り組む、安来市シルバー人材センターの活動に対して、今後も支援を行い、高齢者の生きがいや健康及び地域福祉の推進を図り、活力ある地域づくりにつなげます。



基本目標 3 尊厳のある暮らしの確保

目標指標	単位	実績		目標値		
		R元	R2	R3	R4	R5
認知症サポーター養成講座受講者数	人	4,692	4,733	5,000	5,500	6,000
認知症対応型共同生活介護の利用者数	人/月	153	166	167	167	185

※R2値は実績見込み

(1) 認知症支援体制の構築

近年、「認知症」という言葉は広く認識されるようになりましたが、認知症自体についての理解は十分とはいえません。認知症の症状が進行してから相談される家族も多いことから、今後は早期支援に結びつけるための仕組みづくりが必要です。

また、支援体制の構築のため、関係機関のネットワーク強化や介護者同士の交流の場を確保しながら、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で生活を継続できる体制づくりを推進します。

①相談体制の強化【介護保険課】

- 地域包括支援センター等の機能を強化し、従来の相談体制に加え、地域での相談会などを実施します。
- 高齢者の心身の状況や家庭環境についての実態把握に努め、情報提供や継続的・専門的な相談支援を実施します。
- 地域包括支援センター内の認知症担当窓口の周知とともに、相談窓口等それぞれの機能の確立と周知を徹底します。

②ネットワーク機能の強化【介護保険課】

- 地域ケア会議などにより、家族、民生委員・児童委員、警察、医療機関、近隣住民など高齢者を取り巻く身近な所から連携強化を図り、支援体制の整備に向けた課題の解決方法について検討していきます。
- 地域住民の認知症への理解と支援体制の整備を進めるとともに、認知症サポーター養成講座の実施を学校、民間企業や自治会へ啓発していきます。
- 高齢者見守りネットワークの構築に努め、地域で認知症の人が安心して過ごせる見守り体制を整備していきます。

③認知症初期集中支援推進事業【介護保険課】

- 認知症初期集中支援チームは、平成 29 年度より医師 2 名 2 チーム制で適時対応できる体制としており、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等関係機関での連携により、相談から支援まで滞りなく対応できるように調整を進めていきます。

④専門職に対する事例検討会【介護保険課】

○ケアマネジャー等地域の専門職への事例検討会を開催し資質向上に努めるとともに、地域における課題の整理や効率化を進めます。

⑤正しい知識の普及【介護保険課】

○地域全体で認知症高齢者や家族の生活を支える地域づくりのため、認知症講演会や認知症サポーター養成講座の実施など、地域住民へ認知症に関する知識の普及・啓発を行います。

⑥在宅生活支援の体制づくり【介護保険課】

○家族及び支援者に対し認知症に関する勉強会の実施などにより普及・啓発に努めるとともに、在宅医療と介護の連携を図り、在宅生活継続に対する体制づくりを進めます。
○認知症地域支援推進員の役割を明確化するとともに、市や関係機関等と連携し、認知症ケアパスの普及や専門的な相談支援など、支援ネットワークの充実に努めます。
○見守りが必要な高齢者に対し、関係機関・地域住民の協力が得られる体制を整備します。

⑦家族介護者への支援【介護保険課】

○認知症カフェ等の家族介護者が集う場の設置や、「パートナー養成研修」等の認知症への理解や介護方法の習得、介護者同士の交流等を通じた支援を行うとともに、集いの場の周知・啓発に努めます。

⑧サービス基盤の整備【介護保険課】

○地域密着型サービスをはじめとした介護サービスの提供体制の整備を図るとともに、グループホーム運営会議における助言やケアマネジャー等との連携強化を図ります。

⑨認知症施策の検討・推進【介護保険課】

○安来市認知症対策推進会議を開催し、認知症対策における役割分担を明確化するとともに、課題の共通認識を図ります。
○認知症ケアパスの内容については適時適正なものとなるよう検討を続けます。認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示すよう、住民、関係機関に対して、認知症ケアパスの周知・配布に努めます。

⑩認知症予防への取組【介護保険課】

○「こけないからだ体操」など週1回以上体を動かし、人と交流する機会を提供する場づくりを推進し、認知症予防を地域で進めていきます。
○通いの場において認知症予防の効果・検証を進めていきます。

(2) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待は「身体的虐待」、「介護放棄（ネグレクト）」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」などに区分されますが、本市では、安来市高齢者虐待防止対策協議会を中心に、予防から早期発見、対応まで行っています。

一方で、本市においては虐待を未然に防ぐための早期の相談が少なく、状況が悪化してから相談や通報が多くなっています。

高齢者への虐待を未然に防ぐため、介護者の負担を軽減するなどの支援を行うとともに、発見から対応まで速やかに行えるように、保健・医療・福祉等の関係機関及び安来市高齢者虐待防止対策協議会との連携などにより、相談・支援体制の強化を推進します。

さらに、高齢者の虐待防止に関する情報の周知を図り、介護職員や市民の意識向上を図るとともに、地域や介護施設等における虐待事例の早期発見と連絡の協力体制構築に努めます。

① 高齢者虐待防止ネットワーク【福祉課】

- 高齢者への虐待を未然に防ぐため、介護者の負担軽減のための支援とともに、虐待問題への意識づけを行います。虐待があった場合には、発見から対応まで速やかに行えるように、相談・通報窓口等のさらなる周知を図り、地域における高齢者虐待防止ネットワークを構築します。
- 虐待等により、高齢者を老人福祉施設等へ入所させることが必要と判断した場合は、担当部局に高齢者の状況等を報告し、対応します。入所後も高齢者の状況を把握し、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援します。

② 講演会等の実施【福祉課】

- 民生委員・児童委員や関係機関職員等の資質向上のため、それぞれの役割や課題、権利擁護に関する講演会、研修会等を開催します。研修等の内容は、わかりやすく具体的なものとなるよう検討し、関係者だけでなく市民に向けても開催していきます。

(3) 権利擁護の推進

地域で安心して暮らしていくためには、高齢により判断能力が低下し、財産の保管や契約行為を行うことが難しくなったときなどのサポート体制が必要です。

現在、成年後見制度が必要な人については、日常生活自立支援事業や、地域包括支援センター等の各種相談窓口で相談対応を行っています。

今後、成年後見制度の利用者の増加が確実に見込まれることから、権利擁護センターの機能強化をはじめ、権利擁護関係者のネットワークづくりや、新たな担い手となる市民後見人の養成に向けた検討が必要です。

①権利擁護事業の充実【福祉課】

- 各地域の相談窓口の整備及び権利擁護等の支援を必要とする可能性がある人を把握し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みづくりを進めます。
- 地域連携ネットワークの中核となる「中核機関」を設置し、権利擁護のための4つの機能（①広報、②相談、③制度の利用促進、④後見人支援）について、段階的に整備を進めます。
- 市民後見人の養成・育成を推進し、市民後見人が安心して活動できるよう相談体制を整備することでフォローアップ研修等を実施します。

②成年後見制度の利用支援【福祉課】

- 権利擁護の視点から支援が必要であると判断できる対象者の状況把握に努め、成年後見制度の申立てに関する支援を行うとともに、後見人の育成や法人後見等の検討を行います。

③消費者被害の防止【人権施策推進課】

- 新たに設置した消費者安全確保地域協議会（地域見守りネットワーク）において、担当部局、民生委員・児童委員等と連携し、高齢者の特殊詐欺等被害の未然防止に取り組みます。

④消費者教育の推進【人権施策推進課】＜新規＞

- 消費者被害に遭わず、安全・安心に暮らすため、高齢者本人及び高齢者を見守る周囲の人々自らが、消費生活に関する知識を修得し、適切な意志決定が行えるよう「自立した消費者」の育成に取り組んでいきます。



基本目標 4 安心して暮らせるまちづくりの推進

目標指標	単 位	実 績		目 標 値		
		R元	R2	R3	R4	R5
介護給付適正化事業の実施事業数 (主要5事業のうち)	事業	4	4	5	5	5
介護給付等費用適正化事業における ケアプラン点検数	件	777	700	710	730	750

※R2値は実績見込み

(1) 介護保険事業の円滑な運営

介護保険事業の円滑な運営に向けて、介護保険制度のさらなる周知を図るとともに、介護保険料の納付の確保、負担能力の低い人の負担軽減、介護給付の適正化、苦情相談窓口の周知、介護サービス事業者に対する指導・監査、介護従事者の資質向上のための取組を推進します。

また、介護保険事業の充実の基盤となる福祉人材（ホームヘルパーや看護師、作業療法士等）について、質の高いサービスが提供できるよう、その確保に努めます。

①制度の普及・啓発【介護保険課】

- 地域包括支援センターや在宅医療支援センターを中心として、利用者の相談に応じるとともに、積極的に情報提供を行います。介護保険事業を円滑に実施し、保健・医療・福祉サービスの十分な提供を行うため、介護保険制度や高齢者福祉サービスに関するパンフレット、案内文書等を作成し、配布や回覧を行います。
- また、各種行事や地域支援事業等の教室等、あらゆる機会を捉えて、情報提供を行うとともに市の広報紙やホームページ、やすぎどじょっこテレビ等を通して広報・啓発に努めます。

②要介護認定の実施【介護保険課】

- 訪問調査員には、適正かつ客観的な判断が要求され、調査員一人ひとりの偏りのない判断能力が求められます。同じ視点に立ち、同様の判断基準で行えるよう、調査員に対して内部、外部の研修・指導を積極的に行い、公平・適正な訪問調査を実施します。
- 介護認定審査会においても、適正な認定審査が確保されるように働きかけを行い、研修会等も実施します。
- 今後、高齢化が進むことで、要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定実施体制の計画的な整備を進めます。

③介護給付適正化に向けた取組【介護保険課】

- 介護給付の適正化を図るため、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、不適正なサービス提供や不正な利用が行われていないか点検を行います。
- 介護サービスの適用が真に利用者の自立支援につながっているか、ケアプランなどの助言・指導をていねいに行うことにより、介護サービスの質の向上を図ります。
- 介護サービス事業所に介護相談員を派遣し、利用者の疑問や不安解消に努めるとともに、派遣を受けた事業者におけるサービスの質的向上を目指します。

④地域密着型サービス事業者への指導【介護保険課】

- 地域密着型サービスは市町村が指定、指導・監督を行うことから、適正な事業運営とサービスの質が確保されるように、事業者に対して適切な指導・監督を行います。
- 地域密着型サービス事業所の指定基準等については、市が条例で定める基準に基づき、公平・公正性を確保した適切な審査で事業所の指定を行います。
- 各事業所の運営推進会議にも積極的に参画します。
- 地域密着型サービス事業所の指定及び適正な運営を図るため、地域密着型サービスの運営に関する協議を開催します。

⑤ケアマネジャーの人材育成・資質の向上【介護保険課、地域包括支援センター】

- 地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーへの集団指導・日常的個別指導・相談や支援困難事例への指導・助言、資格の更新時の研修のカリキュラムの見直し等により、ケアマネジャーの資質の向上を図ります。
- 日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ケアマネジャーが相互に情報交換ができる場を設定するなど、ネットワークの構築に努めます。

⑥介護人材の確保・定着対策【介護保険課】

- サービスの担い手である介護福祉士、ホームヘルパー、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士など専門職の質的向上を図るとともに、県と連携して研修等の実施により人材の確保を図ります。
- 介護従事者の人材の確保・定着に向けて適切な研修が受けられるよう、初任者研修等の講師や看護、福祉専攻学生の実習の受け入れなどを支援していきます。
- 「介護福祉士人材確保のための修学資金制度」「安来市介護人材育成支援事業」「介護の入門的研修」「福祉・保育のお仕事相談会」など、島根総合福祉専門学校や関係機関、事業所と連携・協働しながら、人員確保・定着対策を進めます。
- 介護現場における業務仕分けや文書負担軽減等の業務改善を進めるとともに、こうした取組による介護現場の改善状況について周知を進める等、イメージの刷新を図り、人材の確保につなげます。

⑦相談・苦情対応体制の充実【介護保険課、地域包括支援センター】

○介護サービスに関する相談については、行政・地域包括支援センター等で実施していきます。また、関係地域の関係機関等が相互に連携し、総合相談窓口の充実を図ります。

⑧サービス評価の普及【介護保険課】

○介護サービスの質を確保し、向上を図っていく観点から、サービスの内容を点検・評価し、その結果を生かして改善を続けていくサービスの評価に取り組みます。

⑨低所得者対策【介護保険課】

○サービス費用の利用者負担及び保険料については、介護保険法による減免制度のほか、保険者による軽減制度を設けることとし、被保険者の負担軽減とサービス利用の促進を図ります。

○関係制度の周知及び相談、受付体制等の向上を図り、適正運用に努めます。

制度概要	利用者負担の減免	○災害等により生活が一時的に困難となり、特に必要と認められた場合に利用者負担が減免されます。
	保険料負担の減免	○災害等により生活が一時的に困難となり、特に必要と認められた場合に保険料負担が減免されます。
	社会福祉法人等による利用者負担の軽減	○社会福祉法人等が行う訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護及び介護老人福祉施設サービスの利用者負担が軽減されます。
	高額介護サービス費の支給	○1か月の利用者負担額が所得区分ごとに決められた一定額を超える場合、その超える部分が払い戻されます。
	高額医療・高額介護合算制度	○医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の合計の自己負担額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について支給します。
	特定入所者介護サービス費	○施設の居住費と食費について、保険給付の対象外となるため、低所得者にとって過重な負担とならないよう、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図ります。

⑩市町村特別給付の実施【介護保険課】

○本市では、要介護状態の軽減や悪化の防止、利用者の負担緩和のための特別給付を行い、さらなる在宅生活の継続を支援しています。

○第8期計画期間においても、引き続き関係機関、事業所と連携しながら在宅復帰支援及び在宅介護支援に努めます。

	特別給付の種類	支援の内容	対象者	支給額
安来市特別給付の概要	外泊中の福祉用具貸与	外泊期間中に、ベッド、車椅子等の福祉用具を自費でレンタルした場合に費用の一部を支給する	3か月以内に介護保険施設、医療機関から退所、退院し、在宅での生活を行う予定の要介護者	福祉用具のレンタルに要した費用の8割相当の額（3,000円を限度とする）
	区分支給限度額上乗せ支給	区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合に、費用の一部を支給する	区分支給限度額を超えるサービスを利用しなければ在宅での生活を継続することが困難であると認められる者で、住所を同じくする者（世帯分離を含む）がすべて市民税非課税である者	区分支給限度額を超えるサービス利用分の8割相当の額（区分支給限度額の2割相当分を限度とする）

⑪介護サービス事業所等における災害や感染対策に向けた支援【健康福祉部】

○自然災害や感染症による事業の継続性を担保するため、市内外の先駆的取組の情報提供をはじめ、事業継続に向けた研修会等の機会の確保に努めます。

（2）生活支援サービスの充実

高齢者が地域社会で生涯を通じて快適で、充実した生活を送ることができるよう、暮らしに関する様々な生活支援を行う必要があります。

地区の協議体及び生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）により、地域ニーズや社会資源の把握を行い、地域の実情に合った生活支援サービスの基盤整備を進めます。さらに、移動の課題解決に向けた交通担当部局との連携をはじめ、関係機関・団体と協議を図りながら、新たなサービス開発の支援を行うとともに、多様なサービスが利用できる地域づくりを目指します。

①緊急通報電話事業【福祉課】

○ひとり暮らしの高齢者で、日常生活に何らかの不安がある人を対象に、緊急通報装置を貸し出します。なお、貸与している装置が固定電話にのみ対応しているため、今後は携帯電話等への対応について検討を進めていきます。

②交通ネットワーク再編事業【地域振興課】＜新規＞

○平成 26 年度より一部地域で運用が始まっている地域ボランティアによる地域内輸送事業を推進し、公共交通が不便な地域にお住まいの方の移動手段の確保を行うことにより、利便性の向上と安心感の醸成を図ります。

③外出支援サービスの実施【福祉課】

○生計を一にする世帯が市民税非課税世帯であり、かつ、在宅の寝たきりの高齢者等を対象に、家庭において移動手段がない場合に外出を支援します。

④養護老人ホームの運営【福祉課】

○環境上及び経済上の理由により居宅で養護を受けることが困難な高齢者の入所措置を行うとともに、入所者の心身の健康保持及び生活の安定と老人福祉の向上を図り、施設の良い維持管理を行えるよう、指定管理者制度を活用し、円滑な事業運営を進めていきます。

指 標	実 績	見込み		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養護老人ホーム入所措置者数	65	65	65	65

⑤高齢者生活福祉センターの運営【福祉課】

○入所者の自主的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的及び経済的な労苦の軽減を図り、施設の良い維持管理を行えるよう指定管理者制度も活用し、適切な運営を実施していきます。

指 標	実 績	見込み		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者生活福祉センター入所者数	18	14	14	14

(3) 安全・安心な環境づくり

近年、大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などに伴い、安全・安心に関する社会的なニーズは大きく高まっています。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、災害から身を守るための知識や対処方法等の普及による自助、地域・自治会・自主防災組織などによる共助意識の啓発といった防災対策をはじめ、安全・安心な環境づくりに取り組みます。

①防災知識の普及啓発【防災課】

○自治会や自主防災組織等への出前講座の実施、市広報紙やすぎどじょっこテレビなど、様々な媒体を活用して防災知識の普及・啓発を進めます。

②防災体制の整備【防災課、健康福祉部】

○自治会や自主防災組織、関係機関職員等との協力・協働のもと、要配慮者の安否確認や避難誘導等を行う体制づくりを進めます。

③交通安全対策の推進【地域振興課】

○高齢ドライバーに対する交通安全知識の周知を実施し、地域における交通マナーの向上を図ります。

○運転に不安を感じているドライバーを当事者とした交通事故を減らすため、運転免許証の自主返納を支援するとともに、自主返納に対する心理的な負担を緩衝するため、運転免許証返納者に対しイエローバスの定期券を1年分配布するとともに以降のバス料金の半額補助を実施します。

④バリアフリー化とユニバーサルデザインの推進【土木建設課】

○新設の公共施設は、極力段差のない構造となるよう整備していきます。

○新規整備の施設等について、ユニバーサルデザインの考え方も考慮して整備していきます。

